

## 一般社団法人日本放射線看護学会 学術推進委員会規約

### 第1条（設置）

本委員会は、一般社団法人 日本放射線看護学会定款第31条に基づいて設置される委員会である。学術推進委員会の設置または解散は、理事会の決議による。

### 第2条（目的）

本委員会は、一般社団法人 日本放射線看護学会の学術推進を目的とする。

### 第3条（任務）

本委員会は、関連学会及び団体との連携強化に関する活動、ならびに学会および学術集会の活性化・学術推進活動を行う。

### 第4条（構成）

本委員会は、委員長1名を置き、委員は、会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得るものとする。

### 第5条（委員長の選出）

本委員会の委員長は、学術推進担当理事とする。

### 第6条（任期）

本委員会の委員長および委員の任期は、一般社団法人日本放射線看護学会定款第22条の任期と一致するものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合、補充にかかる委員の任期は前任者の在任期間とする。

### 第7条（運営）

委員長は、委員会を招集し、その運営にあたる。

### 第8条（予算）

本委員会の活動に関する経費は学会に計上する。

### 第9条（改廃）

この規約の改廃は委員会の議を経て、理事会が決定する。

### 付則

本規約は平成30年6月18日より施行する。